

《翻 訳》

# コーポレート・モラル・エージェンシー論の 誤りを証明する\*

—— 自律性とコーポレート・モラル・エージェンシー ——

デビット・レンネガード (著)

宮坂 純一 (訳)

## 要 約

コーポレーションが法的責任を備えた法的主体である、ということには異論がないだろう。しかしながら、コーポレーションは道徳的責任という属性の適切な担い手であり道徳的主体でもあるのだろうか？ コーポレート・モラル・エージェンシー概念には、コーポレーションは、人間であるメンバーとは異なる方法で、道徳的責任の適切な担い手となりえる、という意味が込められている。本稿は、意図と行為に注目してコーポレート・モラル・エージェンシーの誤りを明確に指摘した、Velasquez の仕事の重要性を指摘しているが、自律性というモラルエージェンシーの条件に焦点を合わせるならば、コーポレート・モラル・エー

---

\* 本訳稿は、David Rönnegard, “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency”, *Business and Professional Ethics Journal*, Volume 32, Issue 1/2, 2013 の全訳であり、翻訳及び『社会科学雑誌』への掲載に関して、著者の許可(2015/07/06)を得ている。尚、章別編成の数字は訳者が付けたものであり、また、原著においてイタリックで表示された部分は訳論文では傍点で示している。David Rönnegard (哲学博士)は1957年に創設されたINSEADに所属し、CSRを理論的にかつ実践的に研究している。彼は corporate moral agency が成立しないことを積極的に問い続け、2015年に、*The Fallacy of Corporate Moral Agency*, Springer を刊行している。

ジェンシーの誤りをより簡単に証明することができる、と主張する。更  
に言えば、自律性という条件を正しく把握することによって、コーポレー  
ションは何故に自律的な意図を持ち得ないのか、自律的な行為を遂行で  
きないのか、をより明確に理解できる。自律性能力はコーポレート・モ  
ラル・エージェンシーの誤りを証明するだろう。なぜならば、それは、コー  
ポレーションを、コーポレーションのメンバーとは異なる方法で、道徳  
的責任の適切な担い手として、位置づけることはできない、ということ  
を示しているからである。

## キーワード

コーポレート・モラル・エージェンシー、コーポレーションの道徳的  
責任、モラルエージェンシー、道徳的責任、CSR

### 1 序論

コーポレーションは法的主体であり法的責任が備わっている、という  
点に関しては議論を引き起こさないであろう。しかし、コーポレーショ  
ンは道徳的<sup>・</sup>主体といえる存在なのであるだろうか？ 道徳的責任という属性  
が適切な研究主題となるのであるだろうか？

コーポレート・モラル・エージェンシー概念（これは、「コーポレート・  
モラル・パーソンフード」としても知られる）は、ビジネスエシックス  
では多くの人々にとって重要な暗黙の仮定である。これは、ひとつには  
「ビジネス」をその行為の倫理的分析の単位と見なしたいとの望み（例  
えば、Collier,1998 参照）、またひとつにはコーポレーションのメンバー  
のなかに道徳的責任が見いだされないときのために道徳的責任属性の代  
用語として公認したいという望み（例えば、Werhane,1989 参照）によ  
るものである。コーポレート・モラル・エージェンシー（以下CMAと  
表記する — 宮坂）は、コーポレーションはその人的メンバーとは異な

る方法で道徳的責任を適切に担う存在である、という考え方を暗示している。これは、コーポレーションがそのメンバーとは関係なく何らかの行為を遂行できるということを意味していないが、コーポレーションはメンバーとは異なると見做される単位として道徳的に責任を持ち得る、ということを意味している。CMAは、そのようなものとして、コーポレーションのメンバーに道徳的責任を帰属させる<sup>●●●●●●●●</sup>集団的道徳的責任説とは切り離されるべきものである<sup>(1)</sup>。

このテーマに携わった多くの研究者は、長い間、CMAの様々な概念をどちらかといえば支持してきた（例えば、DeGeorge,1981; Donaldson,1982; Dubbink & Smith,2011; French,1984; Goodpaster,1983; Manning,1984; Moore,1999; Ozar,1985; Phillips,1992; Seabright & Kurke,1997; Soares,2003; Werhane,1985）。例外は、Ladd（1970）と Velasquez（1983; 2003）である。

VelasquezはCMA概念の誤りを暴く重要な仕事をしてきた。このテーマに関する彼の最初の論文（“Why Corporations Are Not Morally Responsible for Anything They Do”）は1983年に本誌（*Business and Professional Ethics Journal*）で公開され、次の論文（“Debunking Corporate Moral Responsibility”）は2003年に公表された。

Velasquezはその論文においてCMAを提唱する著名な理論に応答している。彼は、コーポレーションはモラルエージェンシーに必要な意図し行動する能力を充たしている、という主張の誤りを証明している。彼の主要な立論のひとつは、「意図的な行為という概念は明白なメンタル的及び肉体的まとまりを備えたひとつの主体という概念に根ざしているが、コーポレーションはそのようなまとまりを有していない」（1983,p.72.）、との主張にある。彼は、「手続きや政策は、単純であろうと複雑であろうと、いかなる意味でも集団的なメンタル状態あるいは精神を創り出すことはできない」（2003,p.546.）、と強調している。コーポ

レーションの道徳的責任という属性は、コーポレーションが決して文字通りに行為を意図できない以上、いくら良くとも隠喩的なものなのである。これは全く正しいように思われる。

Velasquez は、今なお失われずに残っているCMAの諸理論に対して、このように狭く、すなわち、コーポレーションの意図と行為という概念の誤りを論破することに焦点をあて、彼らのコトバを用いて、応答してきた。しかしながら、意図する能力と行動する能力以外に、自律性がモラルエージェンシーの必要条件である、と一般的に認められている (Clarke,1992) にもかかわらず、CMAのいかなる理論も自律性概念に触れてさえいないのだ。触れていないのは、論じることができないからである。本稿の目的は、自律性という概念のみがCMAの誤りを証明する、ということを示すことにあり、更には、コーポレーションは何故に意図できず行動できないのかについて論じるつもりである。極めて単純化して言えば、コーポレーションが「自律性」条件を充たすことができないとすれば、それは自律的に意図できないし自律的に行動できないのであり、それ故に、道徳的主体とはなり得ないのである。

Velasquez のCMA反対論は強力ではあるが、幅広く受け容れられるまでは練り上げられていなかった。これは、CMAの問題が複雑であり容易に説明できないことにも一因している。簡単な説明を求めるオッカムのかみそりは反論にも該当し簡単であるべきであろう。しかし、CMAの問題を自律性のレンズを通して説明するならば、簡単な反論以上のことが得られるのであり、更に言えば、意図し行動する能力の道徳に関連する意味についてより完全に理解することができるのである。

## 2 コーポレート・モラル・エージェンシーの重要性

CMAのメタフィジカルな問題は高度に抽象的であるが、その議論が達した結論は重要な方向に幅広く枝分かれしている。それらの枝分かれ

は法的に規範的 (prescriptive) であると同時に道徳的にも規範的である。コーポレーションが目標を充足させる中で生じた出来事に対する道徳的責任の正しい担い手を特定することに関心を抱くヒトであれば誰でも、コーポレーションはそのような責任の担い手として適格なのか否かというメタフィジカルな問題に関心をもつであろう。これは単に哲学者という狭いグループが興味を示すだけのものではない。制定された法律はある程度道徳的論拠 (reasoning) に依拠しているし、誰をあるいは何を道徳的責任の主題として見做すのか、という点に関しては、特に、そうである<sup>(2)</sup>。例を挙げると、私たちはフルの法的な権利や義務を子供たちに広げようとは考えていない。何故ならば、彼らが自分の行動に対してフルに道徳的責任があると見做していないからである。しかし、完全に独り立ちできる道徳的主体として見做される年齢に成熟するやいなや、法的な権利と義務が伴うことになる。もしコーポレーションを道徳的主体として見做すとしたら、人間という道徳的主体と同じような法的権利と義務をそれに広げる道徳的基盤を形成できることになるのだ<sup>(3)</sup>。

我々がCMAについて得てきたメタフィジカルな結論は、多分、大きく枝分かれするであろう。コーポレーションを道徳的主体として見做すことは、例えば、それにフルセットの「権利の章典」を拡大適用することを正当化するし、他方で、道徳的主体として否定することは若干の権利を剥奪することを正当化することになるかもしれない (コーポレーションを法の下では「人間」であるとして初めて定めたのが「アメリカ合衆国憲法修正第14条 the 14th Amendment to the US Constitution」である<sup>(4)</sup>)。興味深いことだが、最近の米国最高裁判所の判決事例 (「市民ユナイテッド vs 連邦選挙委員会」(2010)) は、憲法修正第1条「表現の自由」はコーポレーションにも当てはまり、コーポレーションの独自の政治献金の支出は認められる、と判断した。マジョリティの見解 (5対4) は修正第14条にもコーポレート・パーソンフードにも言及しなかつ

たが<sup>(5)</sup>、Stevens 判事の（Ginsburg 判事，Breyer 判事，Sotomayor 判事に支持された）強力な反対意見は、マジョリティの見解がそれを暗黙だが前提にしている、と示唆している。Stevens 判事は次のように書いている。

コーポレーションが人間と異なっているという事実は、マジョリティの見解がそのことを完全に無視しているが、改めて説明を要するものではないだろう。・・・コーポレーションは、良心も、信念も、感情も、思想も、欲望も持たない。コーポレーションは、確かに、人間の行動を構造化することを助け促進している。そして、その「パーソンフード」は有益な法的虚構として役立つ。しかし、コーポレーション自体は、我々の憲法がその制定の時に念頭に置いていた、人民による、人民のための、「我ら人民」のメンバーではないのである。

Stevens 判事は、我々が、コーポレーションは法の下で虚構としてのみ「人間」であるにすぎないということを忘れ、危機的な状況にある、との恐れを表明している。コーポレーションに自然人の権利を授与することは間違った動きであり、市民が自分の権利を行使することを妨害するかもしれないのだ。

なお更に言えば、CMAは、コーポレーションに刑事上の応答責任（liability）を問う場合には、確かに、必要な条件である。刑事上の処罰は、懲罰に値すると見なされた道徳的に責任ある主体に適用されるものである。それ故に、CMAは刑事上の処罰の要件である（Hasnas, 2012）。民法は抑止力や損害の補償という目的を果たし、刑法は処罰という目的を果たしているのである。世界にはコーポレーションに刑事上の応答責任を認めている区域が幾つかあるが、米国の制度が最も発達している（Diskant,2008）<sup>(6)</sup>。しかしながら、メンバーの多くが完全に無実であ

るときに、コーポレーションに刑事上の応答責任を問い、制裁が集団的に課せられるのは公平なのであるだろうか？それは極めて疑問である。Hasnas (2012) は正しくも「コーポレーションを処罰することは本質的には集団の身代わりとして処罰することである」、と述べている。何故ならば、刑事的な課金を押しつけることは不可避免的にステイクホルダーに影響を及ぼすからである。更に言えば、罪がないものに課せられる集団的な処罰はただ単に不公平であるだけでなくジュネーブ条約 (Geneva Convention) 33条違反でもある (Ronnegard, 2008) <sup>(7)</sup>。

しかし、CMAから派生的に生じる問題は単に法的な性格のものだけではない。そのような問題は道徳的に規範的なものでもある。CMAは我々がコーポレーションのために行動を処方する場合に重要である。コーポレーションという実体 (entity) は、例えば、従業員をケアする、環境への負荷を減少させる、コミュニティの問題を解決する等々の、なにか (消極的なあるいは積極的な義務) をなすべきである、と論じるためには、コーポレーションの一人のメンバーないしは集団に同じことをするように処方するときの論拠とは異なる論拠が必要なのである。もしコーポレーションがそのメンバーとは別個の道徳的主体として見做されるならば、コーポレーションという実体が、そのメンバーの義務に訴えないやり方で、ステイクホルダーに対して向き合っている方法を、道徳的に、正当化することが要求されるであろう。このようなタイプの正当化の1つの事例がDonaldsonの社会契約論(1982)であり、そこでは、コーポレーションの道徳的義務が、コーポレーション自体がその存在を合法化するために社会の残った部分と公平な契約を決めなければならない、という原則に基づいて、主張されている。

我々が言いたいことは、コーポレーションの道徳的責任を、コーポレーションのメンバーの道徳的責任に言及することを実質的には運命づけられているメタファーとして、断じて、見做すことはできない、というこ

とである。コーポレーションのメンバーあるいはその集団はコーポレーションの道徳的義務に則って行動すべきである、と議論することは決して単純明快な説明ではないのである。コーポレーションのメンバーはどのようにしてそして何故にコーポレーションの道徳的責任と見做されるようなものと等しい個人的なあるいは集団的な道徳的責任を持つのであろうか、について示すことが必要である。コーポレーションのメンバーは道徳的義務を持つことができる。しかし彼らはコーポレーションの道徳的義務を持つことはできない。それはカテゴリーミスである。

ここで注意しておこう。本稿ではCMA批判を展開しているが、ビジネスで生じた出来事に対して誰も道徳的に責任がない、と主張するつもりはない。むしろ、誰かに責任があるならば、それは正しい道徳的主体である一人あるいは複数のメンバーである、と論じる。これを完全に理解することが、法の下では個人の責任がより大きいということを正当化することに役立つはずである。例えば、British Petroleumにメキシコ湾の石油流失を一掃する道徳的責任があるとすれば、恐らくBPはそうすべきである。何故ならば、そうすることが正しい、とBPが理解しているからである。そしてBritish Petroleumがそのような道徳的義務を持ち得る道徳的主体ではないとするならば、現実に道徳的責任があるコーポレーションのメンバーをターゲットにした法律制定（抑止や処罰を目指した規制）だけではなくそれ以上に、コーポレーションという法的主体をターゲットにした法律（関連するステイクホルダーへの補償）を制定すべきであり、そこには十分な理由がある<sup>(8)</sup>。

### 3 議論

コーポレーションが目標を満足させるプロセスの中で何かの事象が生じたとき、私たちは尋ねるだろう。結果として生じたことから誰が道徳的に責任があるのか？と。この疑問は、道徳的責任の正しい担い手の



特定化、という問題に関わっている。

ビジネスエシックス領域の多数の哲学者たちが、コーポレーションは、コーポレーションのメンバーによって引き起こされた出来事に対して、道徳的に責任を取り得る、と主張している。道徳的責任というコトバは、コーポレーションが道徳的主体として見なされるために、コーポレーションに合法的に帰属する、というのが彼らの立場である<sup>(9)</sup>。彼ら（例えば、DeGeorge (1981)、Donaldson (1982)、French (1984)、Werhane (1985)）は、それぞれ異なった表現ではあるが、道徳的責任というコトバは、コーポレーションのメンバーとは異なった様式で、コーポレーションという実体自体に帰属せしめられるべきである、と主張している。例えば、French は、コーポレーションの内的な意思決定構造が、それがメンバーの行動を方向づけるが故に、道徳的責任の中心としての資格を得る、と論じているし、Werhane は、コーポレーションの構造がそのメンバーの第一義的な行動の結果であるコーポレーションの「二次的な行動」をオーソライズする、との理論を展開している。

CMAのほとんどすべての提唱者たちは、コーポレーションの道徳的責任の現実の特性を見て、道徳的責任が何を意味するのかを知ろうとしている。例えば、「ネスレ社はアフリカにおいて母乳代用品を販売したという非倫理的なマーケティング活動に対して道徳的責任がある」、と。彼らは、そのときに、そのコトバの使用法に合致する（そのような属性を字義通りに解釈して）高度に抽象的なコーポレーション論を構築している。言い換えると、彼らは、現実には意味論の問題であるものに適合するように、コーポレーションの高度に抽象的な特性を構築しているのだ。これは本末転倒である。CMA問題の核心に高度に抽象的な思考の行使があることを十分に理解すること — このことがこの問題解決のための重要な手掛かりとなる。Velasquezはこのことを十分に理解して、モラルエージェンシーの2つの条件（すなわち、行為を意図できること

と行動できること)に焦点を合わせて、批判を展開した。しかし、モラルエージェンシーにはこれら2つの条件以外に、自律性というもう一つの必要条件がある。道徳的主体は自律的な意図を持ちそして自律的な行為を遂行できなければならないのである。

本稿では、自律性条件をまず詳細に論じ、その後、これまでのCMA論の誤りを証明し、そしてコーポレーションは何故に自律的な意図を持ち得ず自律的な行為を遂行できないのかを示す。しかしながら、これまでの理論は自律性という問題に取り組もうとはしてこなかった。そのために、本稿では、(組織的自律性の問題に専門的に取り組んだ) Pettitの論文(“Groups with Minds of Their Own”) (2002)は意思決定構造の自律性を正当化できているのだろうか、という検討から始めることにする。

自律性条件は最も重要である。自律性条件が、CMAの誤りをより十分に論証し、CMAが何故に間違っているのかをより完全に理解する、鍵を握っている。正しく理解することによって、コーポレーションはコーポレーションのメンバーとは異なる様式で道徳的責任の適切な担い手である、と規定することが不可能であることが示されるであろう。また、CMAでは、意図と行為という条件は自律性という条件に依存しているが、これについては後の行論であらためてあきらかにする。

#### 4 自律性条件

Goodpaster (1983) はつぎのように問いかけている。「道徳的責任概念は、規範的概念なのか、記述的概念なのか、それともそれら2つのミックスなのだろうか?」、と。本稿は、道徳的責任という属性は道徳的主体は何をなしているのか(あるいは何をなすべきなのか)について記述することである、と主張するものである<sup>(10)</sup>。道徳的主体であるために要求されることは、モラルエージェンシーの形而上学が要求している(と我々

が思っている) 中心的能力を前提にして、我々によって規範的に決定されているのだ。別の表現をすると、道徳的責任という主体の属性は、道徳的に責任があるとすればそれはいかなることを意味するべきなのかについての規範的概念に基づいた、ひとつの事象記述なのである<sup>(11)</sup>。

コーポレーションが道徳的主体というメタフィジカルなものとして見做される存在であるとすれば、コーポレーションはモラルエージェンシーの条件を充たしていなければならないだろう。そのような条件はそもそもはモラルエージェンシーという考え方の起源である個々の人間のなかで生じたものである。CMAを充たす条件は個人というモラルエージェンシーを充たす条件とは異なるものであり、したがって、コーポレーションはカウンターパートである人間と同等な能力を持つ必要がない、と論じられるかもしれない。例えば、コーポレーションが意図していることと人間が意図していること<sup>(12)</sup>は異なるものであり同じ属性を示す必要はない、と。しかし、モラルエージェンシーの条件がメタフィジカル的に同等ではないならば、個人のモラルエージェンシーとコーポレート・モラル・エージェンシーの意味は異なるであろう。

道徳的責任という属性を我々にとって意味あるものにしてるのはそれが個人のモラルエージェンシーの特徴であるからである。この新しいコーポレーション感覚のモラルエージェンシーは、それがモラルエージェンシーという考え方の起源である個人のモラルエージェンシーと似ていないとするならば、いかなることを意味しているのだろうか？ この新しい感覚のモラルエージェンシーは個人のモラルエージェンシーと共通するいかなる道徳関連の特質を有しているのだろうか？ 数名の哲学者たち(例えば、DeGeorge,1981; Donaldson,1982; Dubbink & Smith, 2011; French,1995; Held,1986; Phillips,1992; Werhane,1985)は、CMAは特別な種類のモラルエージェンシーである、との見解を支持しているが、彼らは誰もそれがいかなる意味で道徳に関連した特性を持っている

のかについて語っていない<sup>(13)</sup>。例えば、DeGeorge (1999) は次のように述べている。「コーポレーションのモラルステイタスは人間のモラルステイタスと異なっているために、コーポレーションの道徳的義務は人間の道徳的義務と異なっている」、と。だが「モラルエージェンシーというタームを彼ら哲学者が意味づけしているコーポレートの感覚で用いることは、それが我々が馴染んでいる人間概念とは非常に異なる概念をほのめかしているために、有益ではないだろう。それ故に、我々が後の行論において自律性の条件をモラルエージェンシーとの関連でより詳細に検討する際には、その能力が我々のなかでどのように理解されているのかについて言及しながら展開するつもりである。

モラルエージェンシー論を構築した最初の哲学者はアリストテレスであった。彼は、『ニコマコス倫理学』において、熟考の後に選択できる能力を持っているものだけが道徳的に責任を持ち得る、との見解を提示した (Eshleman, 2009)。選択できる能力は現代のよりモダンな自律性概念にとっても重要であり中心的な位置を占めている。今日では、「パーソナルな自律性」と「道徳的自律性」を区別することが重要視されている (Taylor, 2005)。Waldson (2005) はつぎのように述べている。パーソナルな自律性は「欲望に従うだけではなく従うべき欲望を選択して人生を管理している人間」に関わるものであるが、「これに対して、道徳的自律性は、ひとりの人が自分自身の目的を追求することと他の人がその人の目的を追求することの関係と明確に結びついている」、と。他の言葉で言えば、パーソナルな自律性はある主体が他の人をいかに扱うべきかについての道徳的な内容を欠いているのであり、もっぱら個々の独立した選択のキャパシティに関心を寄せている。他方、道徳的自律性はモラルエージェンシーの包括的な見方であり、善悪を選択する能力を含んでいる<sup>(14)</sup>。本稿では（道徳的自律性よりもむしろ）パーソナルな自律性の条件を採用する。なぜならば、それがモラルエージェンシーの単

なる必要条件であり十分条件ではないからである。コーポレーションがモラルエージェンシーの必要条件を満たし得ないならば、それがより豊かな十分条件を満たさないことは明らかであろう。

パーソナルな自律性（以下の行論では、「自律性」と表記する）をコトバで説明するために多数の有益なフレーズがつかわれてきた。例えば、「自由意志」、「自己決定」、「自主ルール」、「自主管理」、等々。これらのフレーズはすべて次のような知識を利用している。それは、自律性は、主体の欲望から区別される、有利な立場を保持する主体の能力であり、主体が行為の基となる欲望を選択することを可能にするものである、との洞察である。自律性に関しては、このように、単に選択する能力ではなく、如何にして選択がなされているのか、についての方がより重要である。H. Frankfurt (1971) は、人間と動物の基本的な相違は行為を選択するとき欲望や信念を熟考する能力である、と述べている。例えば、コバはそのときの欲望を相対的に比較して干し草か砂糖を選ぶことができるが、高次の欲望を熟慮してあれかこれかを選択することはできない。他方、人間は肉を食べたいという欲望を持つかもしれないが、熟慮して動物を殺したくないと思い直し、肉を食べないという選択をするかもしれないのである。

Frankfurt (1971) に従えば、自律的な主体は（意図した行為を自主的に選択できるためには）<sup>(15)</sup> 自分の欲望についての欲望を持たなければならない。Frankfurt はそれを「第二次的志向性」と呼んでいる。先ほどのタームで言えば、肉を食べたいという欲望は「第一次志向性」の例であり、動物のウェルフェアを考えて肉を食べたくないと望むことは「第二次的志向性」の例である。この第二次的志向性をもつことができる能力は自律性をベースに形成される。なぜならば、我々は単に欲望に反応するというよりはむしろ意図的な行為を自主的に選択できるからである<sup>(16)</sup>。自律性は、主体に属する欲望によって方向付けられた、主体

の能力、に言及したものである<sup>(17)</sup>。主体に意図的な行為の所有者意識を植え付けるために自律性が必要とされる理由はここにあり、この、行為についての、所有者意識が、道徳的責任を主体に帰する基盤である<sup>(18)</sup>。

意図的な行為を自主的に選択する能力は必要不可欠なモラルエージェンシー条件である。なぜならば、我々は、ある行動を、それが選択されたものであることをもって、主体に起因するものとみなしているからである。主体が他のものの中から選択する能力を欠いているならば、そのようなことは生じないであろう。主体がいままでとは別な方法で自由に選択できなければならない、と主張することによって、自律性条件をまとめることは、一般的な手法である。主体が他のものの中から選択する自由を欠いていることを理由に、主体にはその行為に対して責任がない、としばしば主張されるが、オプションが数多くあることは必ずしも道徳的責任という属性の必要条件ではない<sup>(19)</sup>。Frankfurt (1969) は、ある主体には他の中から選択する複数のオプションを欠いているようにみえるかもしれないが、その主体が現実におこなう選択は多数のオプションが利用できるかいなかを考慮せずに選択されたものだったかもしれない、と指摘している。同時に Frankfurt (1971) は、「彼が選択しなかったオルタナティブは実際に彼が利用できないものだったのか？ それを調べたとしても、そのことは彼の道徳的責任の評価には全く関連がない」、と述べている。それ故に、(我々が本稿で述べている) モラルエージェンシーに必要な不可欠な条件は (多数のオプションを持っているということよりも) 意図的な行為を自主的に選択できる能力である<sup>(20)</sup>。

## 5 自律性は意図と行為が道徳的に意味を持つために どのような働きをするのか

### 5-1 意図

コーポレーションは行為を意図する能力を持つことができると主張す

るためには、そのような事態が何故に生じるのかを説明する理論を持たなければならない。この場合、「コーポレート精神」があきらかに欠落しているために、メンタルなありさまにいかなる意味でも依存していないCMA論が必要である。例えば、French (1992) は、信念や欲望をシステムに属するものとみなすことによって、システムを説明することが可能である<sup>(21)</sup>、と述べる D.Dennett の「意図するシステム (intentional system)」説、を借用している。それらの信念や欲望はメンタルなありさまと同じ意味で「リアルな」ものである必要はない。Dennett にとっては、バネは意図するシステムとして見なすことができる。なぜならば、バネを、意図して何かをしている存在として、説明することは、その動きを予知する場合に、有益だからである。他の言葉で言えば、バネを何かを意図して動いているかのように語ることに手段的有益性を見いだしている。

意図する能力に関して French の手段説を受け入れ、世の中に存在する実体を眺めた場合、いかなるものが道徳的主体として見なされるのだろうか？ 成熟した人間、未成年者、猫、犬、蟻の集団は言うまでもなく、コーポレーションさえも道徳的主体として数え上げることができるだろう。しかし我々は本当にこれらのすべてを道徳的主体として見なしで良いのであろうか？ French の志向性概念は、「意図すること」には道徳に関連した意味があると主張するには、メタフィジカル的に、不適當である。

「意図するシステムであること」はモラルエージェンシーにとって適切な条件ではないだろう。というのは、そこでは、望みそして信じるといふリアルなメンタル的状态そのものが要求されているのではなく、そのシステムの行動を予測するために意図的な状態という属性が要求されているにすぎないからである。そのような属性を通してシステムの行動を予測できる、というだけではモラルエージェンシーには充分ではない

のである。Fisse & Braithwaite (1993) はつぎのように記している。

責任がメタフィジカルな概念として考えられるならば、責任ある実体の本質的特徴が特別な重要性を帯びてくる。しかし、責任が社会的行為の機能的概念として捉えられるならば、社会的実体がいかなるものであろうともその本質的特徴は必ずしも重要ではなくなってくる。

我々が本稿で論じている道徳的責任という概念はメタフィジカルな概念である。我々は、何が道徳的主体なのかそしてコーポレーションは道徳的主体として必要な条件を備えているのか否か、を議論している。我々は、道徳的責任という属性が我々の社会で果たしている機能を論じているのではないのだ。それ故に、責任ある実体の本質的特徴が、道徳的主体と道徳的責任をコーポレーションに帰するためには、基本的に重要である。French が Dennett の「意図するシステム」を援用していることのどこに問題があるのか？ それは、French が志向性を手段として考慮し、意図のメタフィジカルな性質について何も述べていないことである。あなたがたも私も、(コーポレーションはあたかも意図を持っているかのように行動する、と主張することになる)「意図という属性を手段的に捉える立場」から、(コーポレーションは意図を持っている、と主張する)「意図という属性をメタフィジカルに捉える立場」へと、たやすくは、跳躍できないのだ。

Velasquez (2003) は、志向性の手段的な属性と Searle (1980) が「本質的な志向性」と名付けたものを区別することの重要性を正しく強調している。前者は行動を説明するためにメタフィジカル的に用いられているが、後者では、主体が現実的に意図というメンタルな状態を有している、と解されている。

しかしながら、何か道徳に関連している存在であると認めるために



は、意図というメンタルな性質は十分なものではない。主体を意図の担い手として認めるためには主体が意図を自覚していることも必要なのである。この「自覚していること」を強調するために Searle の「本質的な志向性」説をもう一度引用しておこう。Searle (1980b) は「中国語の部屋」論と名付けられた議論を提起した。それは思考実験に基づくものであり、我々は次のようなことを想像する。ある部屋の中に英語しか知らない人が閉じ込められ、英語のマニュアルに従って、部屋の外にいる人にはあたかも内部にいる人間が中国語を話しているかのように思われる方法で、中国語を操っている、と。この議論の目的は、コンピュータが中国語を機能的に話すように、いわば中国語を話す能力を手段的に備えているように、プログラムされているならば、そのコンピュータは言葉を理解している、と示すことである。同じように、これは、(Dennett の文脈に従えば)「意図するシステム」に志向性という属性を手段的に帰すことは意図の命題内容を評価しない、ということを示すことにもつながる。Dennett (1987) は、Searle は「志向性」と「志向性を自覚していること awareness」を混同している、と反論している。重要なことは、道徳に関連あるものを生みだしているのがこの「自覚していること」である、ということであり、そのときに、それは意図的行為の所有者意識を単なる目的ではなく主語としての主体に帰属させているのである<sup>(22)</sup>。

主体が自覚している意図が道徳に関連あると言える意図である。なぜならば、それが自律性に重要な関係を有しているからである。主体が自律的であるためには、それは、欲望や環境に反応することで意図的な行為を単に遂行するというよりはむしろ意図的な行為を自主的に選択できなければならないのだ。主体をして意図的な行為を熟慮し選択することを可能にするのは第二次的志向性という能力である。そして、主体が第一次的欲望に関連した第二次的欲望を有することができるのであれば、あきらかに、それは、主体が第一次的欲望を自覚している場合のみである<sup>(23)</sup>。

この、意図的な行為を選択していることを自覚している、ということが、選択し意図するという2つの能力がメタフィジカル的にメンタルな状態である、ということを示唆している<sup>(24)</sup>。

P.Cane (2002) は次のように書いている。哲学的には「ミニマムレベルのメンタル的及び肉体的キャパシティが責任を問われる前提条件である、と一般的に合意されている。行動の性質や意味を基本的に理解できず、あるいは、基本的にコントロールできないならば、その人間は責められるべきではないのである」(傍点引用者)。

志向性という属性をコーポレーションの構造に手段的に認めることは有益である、しかし、そうすることは道徳的に意味があるのか否かという疑問が、そのとき、我々の前に生じる。Garrett (1989) は核心をついて次のように書いている。「コーポレーションは人間と同じ意味でパーソンである、という French の見解は、我々がパーソンに(我々が実際にしているように) その行動に対して行動コードをベースに責任を問うというよりもむしろパーソンの行動コードに道徳的責任を合法的に帰することを要求しているのであろう。言い換えると、我々は、パーソンの自律的な意図的行為に対して、パーソンに責任を問っているが、その行為は行動コードによって(コントロールされているのではないが)モチベートされているものかしのれないのだ。

CMAの問題は、それ自体としては、組織倫理の考え方から切り離しておく必要があるだろう。組織倫理学は、組織の政策、手続きあるいはコードを、ある意図のもとで様々なステイクホルダーが考慮されコーポレーションの決定が行われていることを根拠として、評価している。しかし、モラルエージェンシーという考え方は、ステイクホルダーに現実に対応しているとき、誰が道徳的責任の適切な担い手なのか、それを特定すること、に関心を抱いている。ある政策は非倫理的かもしれないが、それは道徳的に責任は問われないのである<sup>(25)</sup>。

## 5-2 行為

本節は、コーポレーションの組織構造 — これは、行動する能力を象徴している、と考えられる — に焦点を合わせている理論を、自律性の観点から、検討する。

### 5-2-1 コーポレーションはヒトという代理人との関係で本人となり得るのか？

コーポレーションはその意図に沿って行動するようにメンバーを方向付けているという立場は「代理関係」として知られているが、それによれば、コーポレーションのメンバーは代理として行動しているにすぎないのであり、それ故に、彼らの意図や行為はコーポレーションに帰属する。L.May (1991) は、代理行為を、「y」によってなされたが、「y」は「x」の代わりに行為「a」をすることを委譲されているために、「x」に帰属する、行為「a」として定義している。代理関係はプリンシパル－エージェント関係としても知られているが、このケースでは、「x」がプリンシパル（本人）であり、「y」がエージェント（代理人）である。代理エージェンシーという考え方は多数のCMA提唱者にとって重要である。なぜならば、肉体的に存在していないコーポレーションは因果関係的に物質的な世界に影響を与えるために人間という代理人を必要とするからである。代理関係においてコーポレーションを本人として位置づけるならば、コーポレーションは、メンバーによって遂行された行動を通してではあるが、行為を遂行できることになり、モラルエージェンシーの必要な条件を充たすことができるのだ。

Feinberg (1968) は代理責任 (liability) を厳格責任 (liability) の1タイプとして分類している。代理責任 (liability) は、一方が道徳的に責任があり他方が応答責任 (liability) を負う、という状況として特徴づけられるものである。Feinberg (1968) は次のように述べている。「貢

献的落ち度はあるいはその1要素は、一方の当事者に適正に帰せられが、応答責任 (liability) が別の異なる当事者に帰せられる、という状況では、代理責任が存在している」<sup>(26)</sup>、と。

2つの異なる代理関係の間には、代理人に与えられた自由裁量の程度に関連して、微妙だが重要な相違が存在している。最初のタイプの関係 (タイプ1) では、代理人は本人の指示に文字通り従う代理人として行動するにすぎない。第2のタイプ (タイプ2) では、代理人は、何らかの形で定められた範囲内ではあるが、幅広い自由裁量のもとで行動する。Feinberg (1968) はそのような代理人を「フリー・エージェント」と呼んでいる。彼らは、本人のために専門的な判断を行使するために、雇われている。

重要なことは、タイプ1の関係では本人が代理人の行為に対して道徳的に責任があり、タイプ2の関係では本人にそのような責任がない、ということにある。タイプ1の関係の代理人は、彼らが遂行した行為の選択に関して、自分で判断を下していない。彼らはただ単に本人の延長として行動しているにすぎない。例えば、誰かが他の誰かのためにある方法で投票するという辞令を受け取っていたならば、タイプ1の代理人として行動していることになろう。というわけで、代理人の行動の結果として生じたコトの道徳的責任は本人に帰せられるべきものである。なぜならば、本人がまさに自分の代わりに代理人を行動させているというそのことに重要な意味があるからである<sup>(27)</sup>。

しかしながら、タイプ2の関係では、代理人は、選択をおこなう場合に専門的な判断を下すために、雇われている。それ故に、彼は本人とは独立した形で行動している。ここで言いたいことは、本人は他のヒトの自律的な行為に対して決して道徳的に責任がない、ということである。移転しうるのは行為の応答責任だけなのである。たとえ本人が他のヒトの自律的な行動に対する「責任を引き受ける」ことに同意しているとし

ても、これは、本人が他のヒトに対して応答責任を引き受けそして求められるいかなる弁償も引き受けるだろう、ということの意味しているにすぎない<sup>(28)</sup>。Feinberg (1968) は次のように記している。「身代わりで受けるすべての処罰について重要なことが1つある。それは、ある当事者から別の当事者へと応答責任を移転することが可能な場合にのみ、応答責任と過失を分けることが妥当である、ということである」。代理人が代理関係において自律的に行動しているとき、彼の行為は本人とは切断されている、すなわち、本人の意図の直接の結果ではないのである。それ故に、代理人の行為に対する道徳的責任が本人に移転されることはない。

本人が代理人にある特殊な出来事をしてくれるように依頼すること — これが代理関係の中核を成すことからである。例えば、X氏が、ライバル社への産業スパイ行為に専門的に従事させるために、Y氏を雇ったとする。この関係では、X氏には、Y氏によって遂行される「産業秘密を盗む」という出来事に対して道徳的責任が帰せられるだろう。Y氏には犯罪をいかにして実行するかという点で若干の自由裁量があるかもしれないが、「産業秘密を盗む」という出来事自体には変わりがない。しかしながら、**タイプ2**の代理関係の代理人であるコーポレーションのマネジャーはある特殊な出来事をしてくれるように依頼されているわけではない。マネジャーは、通常、マネジャーが適切と考える手段を（幅広い自由裁量のもとで）用いて、株主の一般的な利益（例えば、利潤の極大化）を促進するために専門能力を行使するように依頼されている。もしマネジャーが産業秘密を盗むという決定をすれば、その出来事は本人に帰せられるものではないだろう。マネジャーが用いた手段によって道徳的責任として問題になるような出来事が生み出されるかもしれないが、それは本人ではなく代理人に帰せられるにすぎないものである。なぜならば、代理人が自分の決定に従って行動したからである。本

人は「利潤の極大化を追求する」という幅広い出来事に対して道徳的に責任があるかもしれないが、営業の秘密を盗むという特別な非難に値する出来事に対しては道徳的に責任がない。

コーポレーション自体とそのメンバーのマネジャーの関係を代理関係として捉え、その範囲内では、コーポレーションのメンバーを自由な代理人としての役割を有しているものとして描写することは正しいであろう。コーポレーションの構造は明らかにそのメンバーに対して命令を下すものではない。本人が代理人を通して直接に行動している、とは言えないのである。なぜならば、本人が代理人の行動を指示していないからである。本人は自由な代理人の行動に対して道徳的に責任はないのだ。

#### 5-2-2 コーポレーションは自律的になり得るのか？

Velasquez は、French (1984)、Donaldson (1982)、Werhane (1985) に代表される、CMAの基本的な理論が、意図する能力と行動する能力というモラルエージェンシーの道徳に関連する条件を充たしていない、と示している。本稿は、このタイプの（メンバーの独立した能力の中核を占めるコーポレーション構造に焦点を合わせた）理論が自律性条件を充たす意図及び行為能力を提示していない、ということを積極的に示してきた。公平のために言えば、これらの理論は自律性条件を取り上げようともしていないが、しかしながら、Pettit (2002) は、論文（“Groups with Minds of Their Own”）において、コーポレーションと組織の自律性の問題を取り上げようとしたのであった。

Pettit は、目的（purposive）組織のなかの特定のタイプの意思決定手続きは組織の誰もが望まないような決定を生み出すことがある、と述べている。Pettit は、上記のシナリオが如何にして可能か（彼に拠れば、それは普通に見られる現象である）を説明し、我々は（コーポレーショ

ンのような) 目的組織を独自の意図を持ったそして人的な存在 (subject) として見なさなければならない、と主張している。これは今まで我々が見てきたのとは異なるアプローチである。Pettit の立場では、メンバーは集団が成すべきことの決定に積極的に巻き込まれているが、French にとっては、コーポレーションの意図は定款によって目的論的に課せられている。また、Pettit の考えでは、集団の意思決定は、特別な投票手続きのために、組織に帰せられるものであるが、French の立場では、意思決定はメンバーが読み解いた定款によってオーソライズされている。以下の行では、Pettit の理論を詳細に取り上げ、彼が考えていることを検討する。

Pettit (2002) の主張は次のような文章から始まっている。「集団にはあるタイプの組織があり、それが集団を独自の存在としメンバーの精神とは全く切り離された思考方法を与えている。この主張では、そのような集団は心理学的には自律し制度的にはヒトである実体として語られているが、それは社会存在論的に十分な根拠がある」。Pettit は更に、これらの集団が有している特質は、我々が責任を問うことができるタイプの実体が保持しているような特質である、と主張している。Pettit の目的は組織エージェンシーについて説明することであり、彼によれば、組織エージェンシーは少なくとも自律性というモラルエージェンシーの条件を充たしているのであり、それ故に、コーポレーションメンバーの行為を方向付ける自律的な本人として見なされる可能性がある。

Pettit は、我々に、作業域の安全改善を獲得するために賃金を犠牲にすることに同意するか否かを決定しなければならない状況に置かれている、ある工場の従業員集団について考えるように求めている。この問題を考えるための前提が3つある。第1に、現在の作業条件のもとで深刻な危険が存在するのか？ 第2に、予定されている改善手段は効果的なのか？ 第3に、賃金の減額は妥当な額なのか？ 集団が A、B、C の3

人から構成されていると仮定して、次のような意思決定マトリックスを考えてみる。

	深刻な危険があるか？	手段は効果的か？	賃金減額の幅は妥当か？	賃金犠牲に同意するか？
A	イエス	ノー	イエス	ノー
B	ノー	イエス	イエス	ノー
C	イエス	イエス	ノー	ノー
	イエス	イエス	イエス	？

まず最初に、集団が賃金を犠牲にすることに同意すべきかどうかという問題を解決する2つの主要な意思決定手続きを考える。第1は結果中心アプローチと言われているものであり、個々人がそれぞれの前提について態度を決め、その前提に賛成できると思われる場合にのみ賃金を犠牲にすることは同意に値する、との結論を下し、自分自身で結論に達した個人がそれぞれにイエスかノーかの投票をおこなう。賃金を犠牲にするか否かは大多数が賛成票を投じるか否かに掛かっている（図表の最右欄参照）。第2の決定手続きは前提中心アプローチと言われているものであり、個々のメンバーが前提に対して投票をおこなう。個々の前提についての集団の見解は多数決で決められる。集団の見解が個々の前提について賛成であるならばそして賛成である場合にのみ、賃金を犠牲にすることに対して集団として賛成することが決められる（図表の最下欄参照）。マトリックス表に特殊な状況が現れている。結果中心アプローチのもとでの集団的決定は賃金を犠牲にすることを（全会一致で）拒絶しているが、前提中心手続きのもとでは集団は賃金を犠牲にすることを受け入れることになる。それ故に、この例では、前提中心アプローチを採用すると、個々のメンバーが全員賃金を犠牲にすることに反対しているにもかかわらず、集団としてはそのような犠牲を受け入れる決定をする、



という状況が生まれることになる。この結果は「合理的パラドックス (Doctrinal Paradox)」と呼ばれている。

集団が別々の課題について長い期間をかけて決定することが必要なとき、集団的に決定する手続きをあらかじめ定めておくことが必要であろう。Pettitは、結果中心アプローチと前提中心アプローチが、集団の意思決定の異時点間アスペクトを考慮するという可能性を使い切っていない、と指摘している。集団が2つの手続きのどちらかを一貫して用いているならば、その集団は過去の決定と矛盾する意思決定をおこなうリスクを冒している。例えば、党員投票によって、党としてあるときは妊娠中絶賛成の決定をおこない、別の時点では反対する、という状況が想像できる<sup>(29)</sup>。矛盾した決定は有害な結果をもたらすことになるかもしれない。なぜならば、その集団は筋の通らないものとして認識され、アジェンダの信用できるプロモーターではなくなるからである。Pettitは、集団としての一貫性を保持するために、結果中心アプローチも前提中心アプローチもともに前提のひとつが多数決であることを無視する可能性があることを考慮して、残りの前提を多数決で決め更に個々のメンバーの結論を多数決で決めてそれらを組み合わせて集団の決定とする、という意思決定手続きを持つことができる、と述べている。この考え方の核心部分は、過去の決定と矛盾しないように、決定手続きに幅広い自由裁量を認めることにある。

集団は、(集団の一貫性を犠牲にするということもあることを念頭に置いて) 個々のメンバーの見解に関して対応を表明する「結果中心アプローチ」に賛成するのか、それとも、(たとえあったとしてもごく少ないだろうメンバーが支持する決定に至る可能性を犠牲にして) 集団の一貫性を認める「前提中心アプローチ」に賛成するのか、という選択に直面している。前提中心アプローチに賛成する集団は「理由をコレクティブ化している」。そのような集団は「社会的統合体」と言われるものであり、

Pettit によれば、意図あるパーソナルな対象者としてメタフィジカルに認識される存在である。

社会的統合体は（単なる統合体ではなく）個々人の統合体である。なぜならば、それは共有された目的を持ち、その目的に関連して判断をおこなうという意図を有するからであり、そして重要なことは、判断と意図を形成する際に「理由をコレクティブ化している」からである。社会的統合体は意図ある存在として見なされなければならない。なぜならば、「それは意図ある存在としての特徴をすべて保持しているからであり、それらの特徴を単なるうわべだけのものとして無視する理由は存在しないからである」（Pettit）。

本稿にとって重要なことは、Pettit が社会的統合体をそのメンバーから区別されるものとして見なしていることである。彼はそのことがそのメンバーから区別されることを意味するとはいっておらず、むしろ「メンバーの考え方と全く一貫性がないこともありえる形で考え方が形成される、という意味で」異なっている、と述べている。Pettit に従えば、集団は、むしろ、独自の意思決定手続きのために、メンバーの考え方とは一貫性がないこともありえる様式で、特殊な課題について意思決定している。そしてこの手続きレベルで、組織の意図が公表される。組織の意図が公表されてはじめて、メンバーは意図された行為を協調して遂行することに向けて自分自身の意図を形成するのである。

Pettit の主張を本稿なりにまとめると次のようになるだろう。彼は、目的組織には、独自の方法で、そのメンバーを介して行動する能力があることを示す理論を提示したのであり、重要なことは、集団はメンバーの考え方とは連続していない方法でその意図を選択する能力を有している、と主張していることである。これはモラルエージェンシーの必要な条件を充たした理論なのであろうか？

コーポレーションという主体の自律性について考察することから始め

よう。Pettit にあっては、コーポレーションの自律的な性質は、前提中心手続きを用いたときに生じることがある「合理的パラドックス」によって、部分的に、示されている。自律性はまた別の（異時点間）前提中心手続きを用いるときにも示されている。なぜならば、コーポレーションは現在のメンバーの考え方に応えていない決定をするかもしれない、というよりもむしろ過去の決定に応えているからである。この、個々のメンバーの考え方と連続していない、コーポレーションの「決定」は、実際のところ、道徳に関連しているという意味での自律性として見なされるのであろうか？

Pettit の投票手続きはメンタルな状態（メンバーの投票）にベースを置いたものであり、それによって、異時点間の前提中心の投票手続きを、メンバーが長い期間を経過しても矛盾のない状態にとどまることを可能にする、手続き的に（非メンタルな）第二義的な志向性として理解することが可能になった。しかしながら、コーポレーションの意図は結果として生じたものであり、それは単なる手続きの結果であるために、コーポレーションがその選択を自覚している、ということにはならない。そのような投票手続きはアルゴリズムに類似している。それはいわば（投票をインプットされた）アルゴリズムを実行しているプログラム化されたコンピュータのようなものであり、コンピュータの自律的な選択がアウトプットである、と言えるだろう。手続き的な選択がメンバーの考え方と連続していないという事実によって、主体としての能力あるいは道徳的責任が手続きに取って代わられている、と判断してはならない。あらゆる選択は手続きを考案すること自体によってそして投票手続きの結果に従うことをメンバーが受け入れることによってすでに道徳と関連するものになっているのである。

コーポレーションが前提中心の手続きを採用することによって示している独自性は見掛けだけのものにすぎない。メンバーは前提中心の手続

きを選択しているが、それは、自分の欲望に決定手続きを委ねたならば、個人的に応えること（結果中心）になってしまうであろう欲望に対して、集団的に道理をわきまえなければならない、と考えたためである。このようにしておこなわれた手続きの選択は組織によって自律的におこなわれた決定と見なされるものではない。なぜならば、前提中心の手続きが制定される前に選択がおこなわれているからである。それ故に、現在のメンバーの考え方に応えていない決定を導きかねない投票制度を構築したことに対して、道徳的に、責任が問われるのはコーポレーションの利害関係者たちがおこなった基礎的な意思決定なのである。

現実には既になされたコーポレーションの意思決定の自律性といわれているものが、関連するが独立した論点の1つになっている。Pettit (2002) は次のように述べている。目的集団は「過去の義務の改正に機械的に向かうべきではない。その義務は堅牢なものであり、集団の将来の判断もそれに導かれると我々が期待しても差し支えない代物である、ということがまず周知されるべきである」。それは、厳密に言えば、社会的統合体が過去の意思決定と矛盾なく行動するために必要不可欠なものではないであろう。但し、Pettit 自身は、メンバーが自分たちの決定手続きの選択にどのように向き合っているのか、すなわち、過去の意思決定を受け入れるつもりなのかそれとも改正するつもりなのか、について全く触れていない。そのような決定がコーポレーションによって自律的であると見做されるためには、メンバーの考え方と連続しないこともあるメタ的な決定手続きが必要になるであろう。しかしながら、そのような手続きは無意味である。何故ならば、人々は現在のメンバーの欲望を過去の決定に矛盾なく適合させたい（矛盾を明らかにしたい）からであり、そのために、現在のメンバーの考え方に応える決定手続きが必要になる。集団は現在の考え方に応えるべきか、それとも内部の時間を超えた一貫性を保持するために過去の決定に現在の決定を決めさせるのか、を何ら

かの方法で決めるのは、間違いなく、現在のメンバーの考え方である。

道徳的責任を誰に帰属させるのかという問題にとって、集団の意思決定手続きの形態は重要な事柄ではない。例えば、価値中心手続きを用いている集団は誰も支持しない決定を導くかもしれないが、それに従い受け入れるのかあるいは受け入れないのかを決めなければならないのは、最終的には、メンバーである。「理由をコレクティブ化する」という考え方は、個人から構成される集団が個人的には望まない一連の行動を追求するという決定を、何故に、してしまうのか、という問題の説明として役立つであろう。それは、しかし、行動を組織実体そのものに帰せる正当な理由としては役立たないのである。

自律性（あるいはモラルエージェンシー）の根拠を意思決定手続きがどのようなものであれそれに求めることは、ほとんど不可能である。何故ならば、手続き的決定がなされたあとでも、自律的な意図的行為が実現するためには更に（道徳的主体である）個々のメンバーが控えているからである。行動コードに道徳的な責任を問えないように、意思決定手続きにも道徳的な責任を問うことはできないのだ。我々は、責任は、意思決定手続きではなく、主体の意図的行為に起因する、と考える。意思決定手続きは確かに個々のメンバーの行為を説明できるがそれだけのことであり、意思決定手続きは、それ自体としては、個々のメンバーの意図的行為に対して、**道徳的に責任がない**のである。

## 6 誰が責任を負えるのか？

一連の個人的な行為を集団的に遂行したことの結果は誰も意図しない結果かもしれない。この結果はコーポレーションの構造内で働いている個人の諸々の行為の意図せざるプロセスによって引き起こされたものだったかもしれない<sup>(30)</sup>。しかしながら、このように個人的行為を分析することは因果関係的に説明することであり、結果に対して原因から責任

を説き起こすことである。私たちは、その結果について因果関係的に有効に説明出来るならば、コーポレーションの構造の責任にしたいのかもしれない。しかしそのように非難することは道徳的というよりもむしろ単に責任という名の下に因果関係的に原因を何かに帰することである<sup>(31)</sup>。もし構造を作り上げたヒトが問題になっている結果を意図していた（あるいはケアの義務に違反した）としたら、彼らは道徳的に責任があるが、構造自体はせいぜい因果関係的に責任があるだけである。

Werhane (1985) は、コーポレーションは「人間の幾つかの特性を」有しているが、「第一義的な行為を遂行するために必要な自律性を欠いている」、と述べている。必要不可欠な自律性を欠くならば、コーポレーションはたとえ何をしたとしても自分自身でしたことにならないのである。これは全く正しい。

それにも拘わらず、DeGeorge (1981)、Donaldson (1982)、French (1984)、Gibson (1995) そして Werhane (1985) のような哲学者たちは、コーポレーションは、コーポレーションのメンバーとは別途に、道徳的に責任がある、と主張している。何故にこのように主張するのであろうか？ その中心には、コーポレーションの道徳的責任という属性を、コーポレーションのメンバーのなかにいかなる誤りも見いだされない場合に、有意義なものにしたい、という望みが横たわっている。例えば、Werhane は、いかなる個人も道徳的に責任がないならば、そのとき、我々は道徳的責任をコーポレーションの政策と実践に帰属させなければならない、そうでないならば、コーポレーションは「道徳という留め金」(moral hook) を外してしまうことになる、と思い悩んでいる。このタイプの責任属性は、French と同じように、コーポレーションの構造に帰着する。誰も自分自身に誤りがない → ただメンバーがお互いに構造化されてるだけである → このような状況で厄介なことが生じると、道徳的責任という属性はコーポレーションの構造に向けられる、という考え方である。しかし、

すでに触れたように、これは我々が今論じている道徳的責任という属性の性質を間違って解釈することである。我々は行動コードのために人々に責任を問うているのではなく、彼らが現実を選択した行動に対して責任を問うているのである。行動コードは、コーポレーションの構造と同じく、生じた出来事や行為を説明できるかもしれないが、しかし、これは因果関係的なものであり、道徳的責任属性と言えるものではない<sup>(32)</sup>。

このような混乱が生じる原因の1つは、コーポレート行動を文字通り $\dot{i}$ の行動、すなわち、コーポレーションの行動として見なしていることにある。しかし、コーポレーションの「行動」は諸々の個人の1つの結果にすぎないのであり、決して文字通りの意味でコーポレーションの $\dot{i}$ の行動ではないのである。我々は、ある結果や出来事あるいは現状は個人によって遂行された一連の行為に起因すると考えているが、そのように語る時、通常、それを $\dot{i}$ の行動として組織に起因すると見なしている。しかし、人々が通常語っている手法を額面通りに受け取ってはならないのだ。コーポレーションが1つの行動を現実に行える能力は、別途、メタフィジカルな論証を必要とする。コーポレーションのメンバーの調整された努力の結果を $\dot{i}$ の行動として解釈することは間違っている。なぜならば、それが、組織を構成する個人とは独立した、行動する意図と理由を有する一種の特別な主体 (super-agent) が存在している、という信念を植え付けることになるからである。

道徳的責任をコーポレーションに帰せる人たちがその属性をコーポレーション自体に帰せようと意図しているならば、それは間違いである。なぜならば、そのことが道徳的主体としての資格を与えることにならないからである。道徳的責任は文字通りの道徳的主体に帰属するにすぎないものであり、そのような属性を「道徳的アクター」あるいは(必要不可欠とされるメタフィジカルな特性を備えていない) 特殊な道徳的主体に認めるということは、その属性が意味論的に意味を持つ言葉遣いであ

る、と述べているにすぎないのである。「この論争に参加しているヒトはすべて我々がルーチン的に行為を集団に起因させていることに同意するだろう。しかし、我々は、同じように、ルーチン的に太陽は昇りそして沈むと話している」(McMahon,1995)。我々は、太陽が昇り沈む、と意味があるように話しているが、それは自転に起因する現象にすぎないものである。人々がコーポレーションの道徳的責任という属性をどのように用いているのかというパズルを解く鍵は、存在しない特性をコーポレーションに拡張するのではなく、人々が必要不可欠とされる特性のなかのいかなるものに実際に言及しているのかをよく考えることにある。人間は道徳的主体であり、コーポレーションはその人間から構成されている。それ故に、「コーポレーションの道徳的責任という属性」という表現は「組織内のある人々が道徳的に責任がある、ということ」を言葉を省略した曖昧な(elliptical)言い方で(そのように言うことが意味があるかのように)述べているにすぎないのである」(Velasquez,1983)。

DeGeorge と Werhane にとっては、コーポレーションは道徳的主体であるコーポレーションのメンバーによって運営されているという事実があり、そのことがコーポレーションを道徳的に評価することを認めることになる、ということに、道徳的に重要な、何かが存在している。問題の核心に迫るために、次のような問いをたててみよう。集団のメンバーの行動から生じた意図せざる出来事はナチュラルな出来事とどのように異なっているのか？と。例えば、自然に倒壊し人を殺した樹木とそのため数人の人たちが協力してその樹木を切り倒そうとすることとの違いは何なのであろうか？ 後者が人々の行動に依存しているという事実には、道徳的な意味合いがあるのであろうか？

少なくとも一人(あるいは複数のメンバー)が問題になっている厄介な出来事を企ててはならないあるいは防ぐ義務を持っていたと論証できる場合にのみ、道徳が関連してくる。もし誰も厄介な出来事を意図して



いなかったあるいは誰もそれが生じることを防ぐ義務を有していなかったとするならば、帰属させられるべき道徳的責任は存在しない。因果関係的な責任属性が存在するだけであり、倒壊した樹木によって引き起こされた結果と集団の間には道徳的な相違は存在しないのである。もしも誰かが義務を有しているならば、責任があるのは、独立したコーポレーションという実体でなく、その個人である。樹木と集団の間には道徳的な相違が存在するという感覚は、組織内において一人の個人あるいは個人の集団が有していると思われる道徳的責任に対する（本来備わっている）潜在的なものから生じるものであり、樹木には決して道徳的責任は帰属し得ない。コーポレーションは道徳的主体である個人から構成されているという事実は、それらの個人が明白な出来事に対して道徳的に責任を持っているかもしれない、という議論を可能にするが、それ自体では、コーポレーションは、メンバーとは異なる存在として、道徳的責任という属性を備えている、ということの証拠にはならないのだ。

## 7 要約と結論

### 7-1 自律性

自律性が、モラルエージェンシーの3つの必要条件の中では、いかなる理論あるいはCMAも克服しなければならない最も決定的な条件として浮かび上がってきた。自律性が特に重要なのである。なぜならば、組織構造はコーポレーションのメンバーから自律した意図を持つことによってはじめて、メンバーに代わって道徳的責任の中心となる可能性がでてくるからである。そのときにはじめてそれは本人として見なされ、コーポレーションという（自由のない）主体を行動へ向かわせる可能性を得るのである。

自律性条件を、Frankfurtの第二次志向性という考え方を参照することによって、明確に述べてきた。この、ひとつの欲望について欲望を持

つ、という能力が自主的な選択の基盤であり、主体のなかにひとつの意図の所有者意識を植え付ける。なぜならば、それは、選択がなされていることを自覚していることだからである。それ故に、自律性を、意図的な行為を自主的に選択する能力、として明確に定義した。

本稿では、Pettit (2002) の「コーポレーションの投票手続き」は意図的な行為を自主的に選択する能力を有するものとして構築されうるのか、それは合理的パラドックスに陥りかねないのではないか、について詳しく検討してきた。そしてこれはその事例ではないと論じた。なぜならば、選択がなされていることを自覚する場が手続きであるからである。さらに言えば、投票手続きという選択自体はメンバーの態度と矛盾したものではないだろうが、投票手続きによって意図が「選択される」ということは自律的なメンバーに意図の成立を受け入れることをいまだに要求しているということである。

組織構造の自律性は信じがたいように思われる。なぜならば、それが人間によって人間のためにつくられているからである。組織構造の結果がそれをつくったヒトによって意図されたものである（あるいは避けられるべきものである）ならば、このケースでは、そのつくったヒトにそれらの出来事に対して道徳的に責任があるが、組織構造の結果がそれをつくったヒトによって意図されたものではない（あるいは合理的に考えて避けられるものではない）ならば、そのケースでは、誰にもそれらの結果に対して道徳的に責任がないだろう。誰も出来事に対して道徳的に責任を取る必要がないのである。そこにあるのは因果関係的な責任だけであり、コーポレーションの構造は重要な役割を果たしていないのである。ある出来事に対して誰かが道徳的に責任があるとすれば、それはせいぜいひとりのメンバーであるに違いない。

## 7-2 意図

ある行為を意図する能力は、これまでのCMA論の議論において、ひっそりと取り残されてきた。これは、主として、自律性の基準という問題の重要性に起因している。何故ならば、コーポレーションの意図とメンバーの意図が別個のものであるならば、自律性はコーポレーションの構造に合致したものでなければならないからである。コーポレーションが熟考し自分の意図を選択する自律性能力を欠いているにもかかわらず、メンバーによって意図を与えられなければならない存在であるとすれば、意図はコーポレーションのメンバーに所属し続けなければならない、ということになる。これは重要な意味を持っている。

更に言えば、主体は自覚している第一次的欲望に関して第二次的欲望を持ち得るにすぎないが、そのことは、意図をもつ能力がメンタルな能力でもある、ということを示唆している。コーポレーションの構造あるいは投票手続きは、明らかに、何かを意識的に自覚するようなものではないのである。

## 7-3 行為

本稿では、Frenchについて議論した時に、コーポレーションの構造は本人として解釈され、コーポレーションのメンバーは代理人として解釈されるのか、そしてそのように解釈することによってある行為を遂行するコーポレーションの能力を正当化することができるのか、という問題を検討した。コーポレーションは肉体として存在していないために、CMAの提唱者たちにとって、コーポレーションの構造を本人として宣言することは重要である。何故ならば、そのままでは行為を遂行する術を持たないからである。しかしながら、コーポレーションを本人として解釈することはコーポレーションが意図を持つことができるか否かに大きく依存している（そして意図自身が自律性に依存している）。

それにもかかわらず、たとえ我々が、あくまでも仮定の話だが、コーポレーションの構造は本人として適格である、と仮定しているとしても、Feinberg は、道徳的責任は自律的な「自由な代理人」から本人へと移転することはできない（行為に対する応答責任 liability だけは移転できる）、と論じている。これは、コーポレーションのステータスが本人であるか否かに関わりなく、コーポレーションは自由な代理人の行動に対して道徳的に責任を取り得ない、ということを暗に示している。本稿では、コーポレーションは、それが自律的な意図を有していないために、本人ではない、と、そして、コーポレーションのメンバーは、その責任を移転できない、自由な代理人である、と論じてきた。

French、DeGeorge、Donaldson そして Werhane が CMA を支持したのは、一部には、道徳的責任という属性をコーポレーションにとって意味論的に意義あるものにしたいという望みに引きずられたためである。コーポレーション構造は、しかしながら、道徳的責任の中核に位置するという課題に耐えられるものではない。それは因果関係的な責任の中核に位置するのがやっとならう。彼ら哲学者はそれぞれ異なった方法でコーポレーションを具体化しているように思われる。

結論として言えることは、コーポレーションは第二次的な志向性（自律性能力）を保持していないこと、第一次的な志向性（意図する能力）を保持していないこと、そして、（ノンフリーの主体を方向づける）行動する能力も保持していないこと、である。結局、コーポレーションは自律的な意図的行為を遂行できない、ということである。CMA は誤りである。

ある人々は、CMA が誤りであるとしても事態は大きく変わることはない、と論じるかもしれない。何故ならば、CMA が事実と反するならば、「コーポレート」という名前を文字通りの道徳的責任属性の部分として扱うことをやめて、その代わりに、本質的には何も変えずに、コー

ポレションをコーポレーションのメンバーの委任された代理人として見做すようにすれば良いからである。「コーポレーションの道徳的責任属性」という言い方が単なるメタファーとして認められるならば、それはコーポレーションのメンバーに深く考えずに罪を着せるためには便利な言葉遣いである。しかし、それがメタファーとして認められるものではないとするならば、我々はコーポレーションを具体化していくときに危険を冒すことになり、法的に言えば、CMAという間違った仮定に基づいてフルセットの「権利の章典」をコーポレーションに拡張する、という事態を生み出すだろう。

更に言えば、道徳的責任というメタフィジカルな属性をコーポレーションに認めることはコーポレーションを処方するという目的にはそぐわない。コーポレーションの義務からメンバーの義務へと論じることは単純なカテゴリーミスである。CMA概念が支持されないものであるならば、コーポレーションの行動を処方するための別の理由が必要である。それは、回りまわって、そのような処方箋の性質を規定し、究極的には、社会におけるコーポレーションの役割を規定するだろう。結局、CMAの誤りは、我々はコーポレーションのメンバーに対して道徳的に指示をだしそして彼らに責任という属性を帰着せしめるべきである、ということを示している。

## 注

- (1) コーポレーションの道徳的責任と集団的道徳的責任の相違はまだまだ必ずしも明確にされていない。一方で、コーポレーションの道徳的責任はコーポレーションのメンバーとは論理的に異なる主体を念頭に置いたものであり、道徳的責任は、どのメンバーも道徳的に責任がない場合でさえも、コーポレーションに帰せられている。他方で、

集団的・道徳的責任「説」は少なくとも集団内の誰かが道徳的に責任があるという意味を内包している。ある解釈に拠れば、一人あるいは複数の個人が統一体としての集団が道徳的に責任あるような集団を代表しているかもしれないのだ。コーポレーションの道徳的責任と集団的・道徳的責任の相違を考慮することは重要である。何故ならば、後者では、主体がメンバーの能力に完全に依存しているが、前者では、そのようになっていないからである。

- (2) これは、道徳的主体のみが法的主体になり得るしあるいはなるべきである、ということの意味していない。道徳的責任とは関係のない法的責任を付与された（コーポレーションのような）純粹に虚構の法的主体を創り出すことには十分な手段的な理由が存在する。例えば、故人の社会的な地位が、すべての金銭上の事案が解決されるまで、法的には主体であることは有益である。しかしながら、誰かがあるいは何かが道徳的主体として見做されているならば、このことは、幾つかの法的な権利と義務をそのような主体に拡張する道徳的な（決して手段的だけではない）理由が存在していることを示している。
- (3) McMahon (1995) は次のように強く論じている。たとえ社会科学が、組織とはリアルな存在であり、道徳的主体として見做されるメンバーとは異なる実体である、と証明しているとしても、自分の権利について第一義的に考慮される個人のメンバーを差し置いてないしは優先的に組織をいかなる意味でも道徳的に考慮すべきではない（ただし、このことは、組織を考慮しないと、個人の権利と対立しない組織属性を除外するものではない）、と。
- (4) コーポレーションに法の下での「人間」としての資格を与え自然人がノーマルに保持している権利を授与するために使われている根拠は幾つかあるが、その始まりはサンタクララ郡対サザン・パシフィック鉄道事件（1886年）を巡る連邦最高裁判所の判決であり、それが

修正第14条に接続していった。そのような権利の付与はしばしばコーポレーションの権利は市民としての株主から派生するという議論に依拠しているが、その動きはコーポレーション自身がそのような権利に値するリアルな道徳的主体（モラルパーソン）であるということに基づいて議論されることもある。例えば、P.Frenchがそのように主張している。コーポレーションは「一人前のモラルパーソンであり、いかなる特権であろうともそれを含めて、通常の流れでモラルパーソンに相応しいとされている権利と義務を有している」、と。

- (5) マジヨリティは、コーポレーションのメンバー（株主）には個人のアソシエーションとして表現の自由の権利があり、そのような権利がコーポレーションにも保障されている、という立場に立っていた。これは、コーポレーションがそのメンバーとは完全に別箇の実体であると法的に観念されることが規定の事実となっていることを示している、興味深い動きである。
- (6) これらの事例はいまのところすべてアメリカのケースである。なぜならば、かの国では最近これに関連した事象が典型的に起きているからである。しかしながら、他の区域でも事情は同じかもしれない。というのは、それらの区域では、自然人にはノーマルに認められている法的権利を、CMA概念に基づいて、コーポレーションに保障することを妨げるものが、原則的には、何も存在しないからである。
- (7) コーポレーションに犯罪上の応答責任がある、とすることは更に大きな危険を内包している。たとえば、道徳的主体は罰せられる存在であるという間違った見解がでてくるし、また、コーポレーションというベールを見抜き、現実には道徳的に責任があるメンバーを罰することが難しくなってくるからである。
- (8) コーポレーションが道徳的主体ではなく単なる法的主体にすぎないものであるならば、ビジネス活動は主として法のルールによって規

制されるべきである。コーポレーションが何をすべきかを正当化する論拠は道徳的な領域からコーポレーション活動を規制する政治的な正当化にシフトする。

(9) コーポレーションは、公式的には、期間を限定されずに有限責任のもとシングル単位で活動する法的なステイタスを憲法によって与えられたアソシエーションとして定義される。しかしながら、コーポレーションとして通常称せられているタイプの実体がただ単に法律の中で謳われているだけではなく個人から構成される組織であることは明白である。私は、本稿でCMAについて議論する際、この狭い法的な意味でコーポレーションを論じるつもりはない。なぜならば、道徳的主体を純粹に法的実体として語ることはカテゴリーミスになるからである。私はコーポレーションを人間というメンバーから構成された目的志向の組織として見なしている。

(10) 道徳的主体は特殊な出来事に対して道徳的責任を帰せられる。道徳的主体に帰せられる出来事はその出来事を明確に記述することであきらかになる。例えば、化学的排せつ物が川に投棄されると、この出来事は「川の汚染」として記述されるだろう。道徳的主体によって意図的におこなわれたならば、「川の汚染」は消極的な道徳的義務の違反である。意図的に「川の汚染」をおこなった道徳的主体Xはまさにそのとき次のように道徳的責任を帰せられる。道徳的主体Xは「川の汚染」に責任がある、と。

(11) Velasquez (2003) は、志向性をコーポレーションに帰属させることは規範的である、と論じている。すなわち、我々はあたかもコーポレーションは志向性を所有しているかのように扱うべきである、と論じていると。私はこのような解釈には同意しないが、モラルエージェンシーという条件は規範的である、と述べることは、正確な表現である。しかしながら、我々が道徳的責任をある主体に帰せるとき、



これは道徳的主体がなしたことについて記述していることである。

- (12) 「志向性」は生き物 (being) の特性であり、その存在の、何かについて、所有している何かに対して、内容に即して、概念化したものである。言い換えれば、志向性は、多くの、それぞれが独自の、メンタルの状態を、命題内容として、汎用的に表している、特徴である。信念や欲望そして意図が、意思に関するメンタル状態の事例である。志向性のある主体の属性として見做すことは、意図するという状態だけを、ただそれだけのために、念頭に置いているのではなく、それが命題内容として知られている幾つか状態のなかの少なくともひとつは有している、ということの意味しているにすぎない
- (13) 道徳理論 (の有効性) はすべて、行動の処方箋が適用される道徳的主体の在り方に掛かっている。個人という道徳的主体の条件に合致しない実体が特殊な種類の道徳的主体として見做されるならば、我々の道徳理論が適用されるかどうかは不明である。そして逆に見做されないならば、いかなるタイプの処方箋が適用されるのか？ 我々はそれらをどのように扱うのか、それらは我々をどのように扱っているのか？ 我々は、彼らと我々の間の行動を論じる (お互いにそれぞれの行動に言及するのではなく) 全く新しい道徳哲学を展開すべき時代に突入しているのか？
- (14) 道徳的自律性は明確な道徳的処方箋を内包している。例えば、カントにとっては、道徳的自律性は実践的な理由 (すなわち、自分自身の行動を選択するために理由を考える能力) を内包しているが、そのことが我々が自分自身を自由と考えていることでもある。主体は、自由であるためには、(外部の権威ではなく) 自己の権威に従わなければならないのであり、それは不変的な道徳律 (定言命令) を自己に課していることである。
- (15) Frankfurt に拠れば、意図は欲望 - 信念複合体から構成されている。

- (16) 自律的な主体は外的な影響物に単に反応しているのではなく、むしろ如何に行動するかを選択している。外的な影響物に単に反応しているにすぎない動物は自律的ではなく、その行動に対して道徳的に責任はない。
- (17) 自律性の説明として内在的な理由説明と外在的な理由説明がある (Buss, 2008)。内在的な理由説明は、低い次元の欲望とより高い次元の欲望の間に、自律的な行為にとって、一貫性があるのか、ということだけに焦点を合わせている。外在的な理由説明は、主体が、適切な範囲のより高い次元の欲望 (理由) に応答して行動したのかそれとも逆らったのか、という評価に終始しているにすぎない。Frankfurt (1971) の説明は内在的な理由説明であり、本稿の目的にはそれで充分である。
- (18) 自律性の幾つかの説明は部分的に重複している (Bratman,1979; Watson,1975)。「階層的」説明はすべて Frankfurt の自律性観の拡大版である (Buss,2008)。本稿では、すべての階層的説明と同じように、自律性には主体の行為に対する第一次的欲望を熟考する主体の能力が含まれる、という観点を重視している。特別な自律性観を展開したり議論することが本稿の目的ではない。自律性論では Frankfurt の観点が卓越していることは既知の事実であり、本稿は彼の説明に依拠している。
- (19) ロバは干し草と砂糖を自由に選択できるかもしれないが、その選択について熟考する自律的な能力を有している訳ではないし、それ以外に選択できないのである。
- (20) 自律性をひとつの能力として見なすことの意義は強調しすぎてもしすぎることはないだろう。強制という環境下では、もしも他のことを選択することを望んだができなかったならば、その主体は意図的な行為に対して無罪として見なされかもしれない。強制という環

境は状況ごとに変化するだろう。しかし、当該者が環境に関わりなく道徳的責任という属性の対象であるためには意図的な行為を独立して選択する能力を有することが必要である。自立的な選択の能力が、主体をして、現実になされた行為とは異なる行為を選択させることを可能にするのである。

(21) French は 1995 年の著作で、Bratman (1987) の「計画としての意図」論を用いている。Dennett の「意図するシステム」論から Bratman の「計画としての意図」へのシフトは私が展開している批判の基調に影響を与えるものではない。

(22) 志向性という条件の形而上学は、志向性は生き物の脳に含まれているメンタルな状態でなければならない、ということを要求するものではない。重要なことは、主体が意図することのメンタルな状態を自覚していることである。決定的なことは自覚という特性である。例えば、我々は、自覚するメンタルな状態を備えた生物学的な脳を持たない、人工知能の将来の形態を想像できる。しかし、コーポレーションの構造は自覚することはないしそうしようともしないだろう。

(23) 道徳的主体の第二次的な志向性がメンタルであれば、その第一次的な志向性もあきらかにそうである。(メンタルな) 第二次的な志向性を所有している主体の第一次的な志向性について道具的に(非メンタル的に) 語ることはナンセンスである。

(24) モラルエージェンシーにとって自覚が重要であることが指摘されるのは新しいことではない。最初に暗示したのはアリストテレスである。モラルエージェンシーはコントロールと認識という条件から成り立ち、後者は主体がその決定を自覚していることを要求する、と (Eshleman 2009)。

(25) 政策の倫理性を評価することと道徳的責任を政策に帰着することは同じことではない。ある政策が組織メンバーの行動を如何に規定

しているのかは倫理的に評価されるが、道徳的責任は現実決定し現実に行動したメンバーに帰せられる。政策はメンバーの行為を正当化する役割を果たすかもしれないが、メンバーは、自律的な主体として、政策に従って選択したことに対する道徳的責任の適切な担い手である。政策、手続き、コード等々は、倫理的に望ましい方向に組織を導くための道具である。しかし、これら道具自身は道徳的責任の適切な担い手ではない。

- (26) 法的主体としてのコーポレーションのケースはこのようになる。従業員がコーポレーションのために職務記述書に従って行動する限り、彼の行為は法的には、従業員の行為の予期しなかった結果に対して法的に応答責任を担わなければならない、コーポレーションという法的実体に帰属する。それは、ただ、コーポレーションは道徳的に責任を問われる従業員の行為に対して応答責任を負わなければならない、という因習に起因するものにすぎない。
- (27) 代理人もこの状況において道徳的に責任があるかもしれない。なぜならば、本人の方向性を遂行することを受け入れたからである。
- (28) そのヒトは、不注意、すなわち、他のヒトの行為を防げなかったコトに対しては、道徳的に責任があるかもしれないがそれだけのことであり、行動そのものに対しては決して道徳的に責任がない。
- (29) 問題は私の妊娠中絶という事例と全く同じである必要はなく、新しい課題が、過去の幾つかの決定と一貫性を保ちあるいは矛盾なく判断されて、決定されるように、異時点間で「合理的に関連している」コトが必要なだけである。
- (30) 現実の意図は道徳的責任という属性には必要ではない。という反対意見が提起されるかもしれない。CMAの何人かの提唱者(May,1990)は、コーポレーションの道徳的責任という属性として最も指摘されるのはコーポレーションの名の下でおこなわれる不注意

な行動であり、そのときには特別な行動というよりはむしろ怠慢が生まれている、と指摘している。これは、コーポレーションを必ずしも行為を意図することができないことがある道徳的主体として位置づける論拠、として役立つだろう。しかし、不注意は怠慢のひとつの形態であり、道徳的主体は怠慢Xに対してのみ責任があるのかもしれない。なぜならば、遂行することが義務であるはずの行為Yを遂行していなかったからである。怠慢に対して道徳的に責任が課せられるということは道徳的主体がポジティブな道徳的義務を有している（すなわち、Yを避けるように行動すべきである）、ということ的前提にしている。Yを遂行するというポジティブな義務を有する主体は、Yを意図する能力を有していなければならないのだ。そうでないならば、Yを目指して行動する能力を有していないことになるだろう。怠慢が道徳的に責められるのは、遂行されるべきだった意図的な行為が遂行されなかったためである。不注意だった主体は行為を意図する能力を有していたはずであった、ということである。「『すべき』は『できる』を暗示している」と言われるように、我々が論じている条件は、行為を意図する能力であり、意図が現実存在することを求めることではない。

- (31) コーポレーションは結果に対して因果関係的に責任を問われるという意味は、コーポレーションが組織として着想されていることを考えると、そこでは人間の相互作用が明確な結果をもたらしている、ということである。それらの相互作用はコーポレーションの構造に影響を受けたものかもしれないし、あるいはまた、政策ないしは意思決定手続きが、コーポレーションの構造と同じく、因果関係的な影響力を有しているかもしれない。
- (32) CMAの提唱者たちは、モラルエージェンシーの条件に一致するコーポレーションの形而上学の理論を構築しようと試みるのではな

く、Strawson (1962) の道徳的責任論を援用する方向で努力するべきだろう。Strawson は、モラルエージェンシー議論の主題を、責任ある存在としての主体から、主体に責任を課す実践へと転換させ、後者が前者よりも優先する、と主張した。これはCMAの提唱者たちに魅力的なはずである。なぜならば、彼らはほとんど道徳的責任の属性を考慮することからはじめ、そこから、これは何を意味するのかを解釈することに移っていたからである。彼らは、コーポレーションのメタフィジカルな特性よりもコーポレーションに責任を課す実践により関心を示すべきである。このパースペクティブシフトは、Strawson が道徳的に責任があると言うことは何を意味しているのかについての伝統的な解釈を根本的に変化させたために、初めて可能となったものである。予想通りに、この基本的なシフトはかなりの批判を招いたが、コーポレーションの道徳的責任論がそれに対処しなければならなかったのは事実である。Strawson に接続する方向で取り組んでいるのはDubbink & Smith (2011) だけであるが、彼らは最近その考え方をより発達させて研究を進めている。

## 文献一覧

- Bratman, Michael E. (1979) , “Practical Reasoning and Weakness of the Will” , *Noûs*, 13.
- Bratman, Michael E. (1987) , *Intention, Plans, and Practical Reason*, Cambridge, MA: Harvard University.
- Buss, Sarah. (2008) , “Personal Autonomy” , In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, edited by Edward N. Zalta. <http://plato.stanford.edu/archives/fall2008/entries/personal-autonomy/>
- Cane, Peter. (2002) , *Responsibility in Law and Morality*, Oxford: Hart.

- Clarke, Randolph. (1992) , “Free Will and the Conditions of Moral Responsibility” , *Philosophical Studies*, 66.
- Collier, Jane. (1998) , “Theorising the Ethical Organization” , *Business Ethics Quarterly*, 8.
- De George, Richard T. (1981) , “Can Corporations Have Moral Responsibilities?,” *University of Dayton Review*, 5.
- De George, Richard T. (1999) , *Business Ethics*, Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Dennett, Daniel. (1987) , *The Intentional Stance*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Diskant, Edward. (2008) , “Comparative Corporate Criminal Liability: Exploring the Uniquely American Doctrine through Comparative Criminal Procedure” , *Yale Law Journal*, 118.
- Donaldson, Thomas. (1982) , *Corporations and Morality*, Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Dubbink, Wim and Jeffery Smith. (2011) , “A Political Account of Corporate Moral Responsibility” , *Ethical Theory and Moral Practice*, 14.
- Eshleman, Andrew. (2009) , “Moral Responsibility” , In *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, edited by Edward N. Zalta. <http://plato.stanford.edu/archives/win2009/entries/moral-responsibility>
- Feinberg, Joel. (1968) , “Collective Responsibility” , *Journal of Philosophy*, 65.
- Fisse Brent, and John Braithwaite. (1993) , *Corporations, Crime and Accountability*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Frankfurt, Harry G. (1969) , “Alternate Possibilities and Moral Responsibility” , *Journal of Philosophy*, 66.
- Frankfurt, Harry G. (1971) , “Freedom of the Will and the Concept of

- a Person” , *Journal of Philosophy*, 68.
- French, Peter A. (1979) , “The Corporation as a Moral Person” , *American Philosophy Quarterly*, 16.
- French, Peter A. (1984), *Collective and Corporate Responsibility*, New York: Columbia University Press.
- French, Peter A. (1992) , *Responsibility Matters*, Lawrence: University Press of Kansas.
- French, Peter A. (1995) , *Corporate Ethics*, Fort Worth, TX: Harcourt Brace.
- Garrett, Jan E. (1989) , “Unredistributable Corporate Moral Responsibility” , *Journal of Business Ethics*, 8.
- Goodpaster, Kenneth E. (1983) , “The Concept of Corporate Responsibility” , *Journal of Business Ethics*, 2.
- Hasnas, John. (2012) , “Reflections on Corporate Moral Responsibility and the Problem Solving Technique of Alexander the Great” , *Journal of Business Ethics*, 107.
- Held, Virginia. (1986) , “Corporations, Persons, and Responsibility” , In *Shame, Responsibility, and the Corporation* , edited by Hugh Curtler. New York:
- Haven.Ladd, John. (1970) , “Morality and the Ideal of Rationality in Formal Organizations” , *The Monist*, 54.
- Manning, Rita C. (1984) , “Corporate Responsibility and Corporate Personhood” , *Journal of Business Ethics*, 3.
- May. Larry. (1990) , *The Morality of Groups: Collective Responsibility, Group-based Harm, and Corporate Rights*. Notre Dame, IN: University of Notre Dame Press.
- May. Larry. (1991) , “Vicarious Agency and Corporate Responsibility” ,



- In *The Spectrum of Responsibility*, edited by Peter A. French. New York: St. Martin's Press.
- McMahon, Christopher. (1995) , "The Ontological and Moral Status of Organisations" , *Business Ethics Quarterly*, 5.
- Moore, Geoff. (1999) , "Corporate Moral Agency: Review and Implications" , *Journal of Business Ethics*, 21.
- Ozar, David T. (1985) , "Do Corporations Have Moral Rights?" , *Journal of Business Ethics*, 4.
- Pettit, Philip. (2002) , "Groups with Minds of Their Own" , In *Socializing Metaphysics*, edited by Frederick Schmitt. Lanham, MD: Rowman and Littlefield.
- Phillips, Michael J. (1992) , "Corporate Moral Personhood and Three Conceptions of the Corporation" , *Business Ethics Quarterly*, 2.
- Rönnegård, David. (2008) , "Collective Responsibility; Collective Punishment" , In *Encyclopedia of Business Ethics and Society*, edited by Robert W. Kolb. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Seabright, Mark A, and Lance B. Kurke. (1997) , "Organizational Ontology and the Moral Status of the Corporation" , *Business Ethics Quarterly*, 7 (4) .
- Searle, John. (1980a) , "Intrinsic Intentionality" , *Behavioral and Brain Sciences*, 3.
- Searle, John. (1980b) , "Minds, Brains, and Programs" , *Behavioral and Brain Sciences*, 3.
- Soares, Conceição. (2003) , "Corporate Versus Individual Moral Responsibility" , *Journal of Business Ethics*, 46.
- Strawson, Peter F. (1962) , "Freedom and Resentment" , *Proceedings of the British Academy*, 48.

- Taylor, Robert S. (2005) , “Kantian Personal Autonomy” , *Political Theory*, 33.
- Velasquez, Manuel G. (1983) , “Why Corporations Are Not Morally Responsible for Anything They Do” , *Business and Professional Ethics Journal* ,2.
- Velasquez, Manuel G. (2003) , “Debunking Corporate Moral Responsibility” , *Business Ethics Quarterly*, 13.
- Waldron, Jeremy. (2005) , “Moral Autonomy and Personal Autonomy” , In *Autonomy and the Challenges to Liberalism*, edited by John Christman and Joel Anderson. Cambridge, MA: Cambridge University Press.
- Watson, Gary. (1975) , “Free Agency” , *Journal of Philosophy*, 720.
- Werhane, Patricia H. (1985) , *Persons, Rights, and Corporations*, Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Werhane, Patricia H. (1989) , “Corporate and Individual Moral Responsibility: A Reply to Jan Garrett” , *Journal of Business Ethics*, 8.